

告 示

埼玉県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

り 通所介護 ひまわ	リハプライド高坂	さくら・介護ステ ーション 森林公園	社会福祉法人所沢 市社会福祉協議会 とろざわ在宅介 護支援センター	コスモ薬局 みずほ台	名称			
一F 深谷市田所町八一二一	東松山市元宿一六一六	滑川町羽尾四一〇六一 西側 小久保二三男荘	二 所沢市宮本町一〇一	入間郡三芳町みよし台 六一四 一室 ヴィラNS	所在地			
介護予防通所介護	通所介護	介護予防通所介護	通所介護	訪問介護	居宅介護支援	居宅介護支援 療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十八年 十二月三十一日	平成二十九年 一月三十一日	平成二十八年 十二月三十一日	平成二十八年 十一月三十日	平成二十八年 十二月三十一日	廃止年月日			